

第5回 医療法人の事業展開等に関する検討会

議事次第

平成26年6月27日（金）

10時00分～12時00分

イイノホール&カンファレンスセンター（4階）

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討に当た
っての主な論点等について

<配布資料>

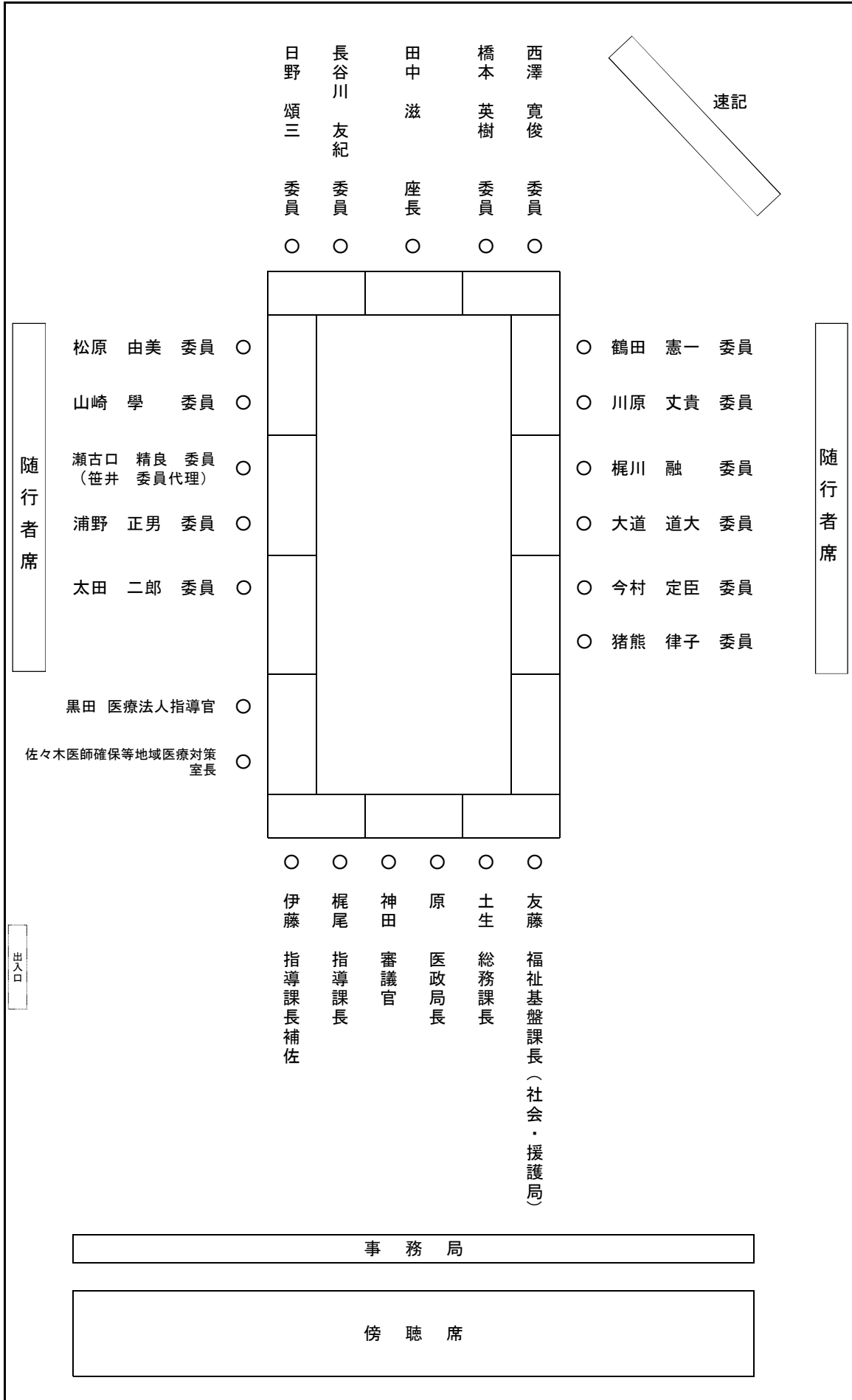
資料1 医療法人の事業展開等に関する検討会委員名簿

資料2 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）について

参考資料 今村委員提出資料

第5回 医療法人の事業展開等に関する検討会

平成26年6月27日(金)10:00~12:00
 イノホール&カンファレンスセンターRoom A(4階)



日野 頌三 委員 ○
 長谷川 友紀 委員 ○
 田中 滋 座長 ○
 橋本 英樹 委員 ○
 西澤 寛俊 委員 ○

速記

随行者席

松原 由美 委員 ○
 山崎 學 委員 ○
 瀨古口 精良 委員 (笹井 委員代理) ○
 浦野 正男 委員 ○
 太田 二郎 委員 ○
 黒田 医療法人指導官 ○
 佐々木 医師確保等地域医療対策室長 ○

○ 鶴田 憲一 委員
 ○ 川原 丈貴 委員
 ○ 梶川 融 委員
 ○ 大道 道大 委員
 ○ 今村 定臣 委員
 ○ 猪熊 律子 委員

随行者席

○ 伊藤 指導課長補佐
 ○ 梶尾 指導課長
 ○ 神田 審議官
 ○ 原 医政局長
 ○ 土生 総務課長
 ○ 友藤 福祉基盤課長(社会・援護局)

出入口

事務局

傍聴席

(平成 26 年 6 月 27 日現在)

医療法人の事業展開等に関する検討会委員名簿

いのくま 猪熊	りつこ 律子	読売新聞東京本社社会保障部次長
いまむら 今村	さだおみ 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事
うらの 浦野	まさお 正男	全国社会福祉法人経営者協議会総務委員長
おおた 太田	じろう 二郎	公益社団法人全国老人福祉施設協議会総務・組織委員長
おおみち 大道	みちひろ 道大	一般社団法人日本病院会副会長
かじかわ 梶川	とおる 融	日本公認会計士協会副会長
かわはら 川原	たけよし 文貴	株式会社川原経営総合センター代表取締役社長
せこぐち 瀬古口	あきよし 精良	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
たなか 田中	しげる 滋	慶應義塾大学名誉教授
つるた 鶴田	けんいち 憲一	全国衛生部長会会長（静岡県理事）
にしざわ 西澤	ひろとし 寛俊	公益社団法人全日本病院協会会長
はしもと 橋本	ひでき 英樹	東京大学大学院医学系研究科教授
はせがわ 長谷川	ともりのり 友紀	東邦大学医学部教授
ひの 日野	しょうぞう 頌三	一般社団法人日本医療法人協会会長
まつい 松井	ひでゆき 秀征	立教大学法学部教授
まつばら 松原	ゆみ 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主席研究員
やまざき 山崎	まなぶ 學	公益社団法人日本精神科病院協会会長

(五十音順)

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）
について

医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直しについて

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）

（医療制度）

第四条

4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項
- 二 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

◎ 医療法等改正に関する意見（平成25年12月27日 社会保障審議会医療部会）

5. 医療法人に関する制度の見直し

（2）医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

- 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直しについては、中小規模の医療法人を大規模集約する目的ではなく、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進める観点や、地域医療を提供できなくなるおそれのある医療法人を健全な形で再生するという観点から、「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、引き続き検討することが必要である。

非営利ホールディングカンパニー型法人に係る指摘について

◎ 社会保障制度改革国民会議 報告書（平成25年8月6日）

II 医療・介護分野の改革

2 医療・介護サービスの提供体制改革

(3) 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

医療法人等の間での競争を避け、地域における医療・介護サービスのネットワーク化を図るためには、当事者間の競争よりも協調が必要であり、その際、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要である。

このため、医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある。

複数の医療法人がグループ化すれば、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができ、医療資源の適正な配置・効率的な活用を期待することができる。

◎ 成長戦略進化のための今後の検討方針（平成26年1月20日 産業競争力会議）

II. これまで成長産業と見做されてこなかった分野の成長エンジンとしての育成

1. 社会保障の持続可能性確保と質の高いヘルスケアサービスの成長産業化

① 医療・介護等の一体的サービス提供促進のための法人制度改革等

病院や社会福祉施設等の経営を効率化・高度化するとともに、受け皿不足となっている回復期病床等を増やし、在宅医療・介護分野を充実する機能分化を進める。

このため、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。その制度設計に当たっては、当該非営利ホールディングカンパニー型法人における意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制を緩和するべく検討する。具体的内容について平成 26 年中に結論を得て速やかに制度的措置を講じる。

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（イメージ）

制度の目的等

- 複数の医療法人及び社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）を創設（本年末までに検討を進め、その後速やかに制度的措置を講じる）。
- 産業競争力会議では、その意義として、病床の機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、高齢者が必要とするサービスを切れ目なく体系的に提供できるようになることや、病床や診療科の設定、高額医療機器の導入等を統合して行える他、資金調達の一括化による調達コスト抑制など、経営の効率化が可能となることを挙げている。

検討の方向性

- 非営利ホールディングカンパニー型法人及びこれに参加する医療法人等において、以下の3点を共有等できる仕組みとする方向で検討。（今後、本検討会において具体的に検討）

① 理念を共有すること

- 非営利ホールディングカンパニー型法人及びこれに参加する医療法人等が協力して、社会に対してどのような貢献をしていくのかを明確化した「理念」を策定する。

② この理念を実現するために行われる、意思決定を共有すること

- 上記の理念を実現するため、非営利ホールディングカンパニー型法人が行う個々の意思決定に従って、参加する医療法人等が法人運営を行うよう、必要なガバナンスの仕組みを設ける。
→医療法人等の社員総会又は評議員会の過半数を、非営利ホールディングカンパニー型法人やその理事又は社員が占める。

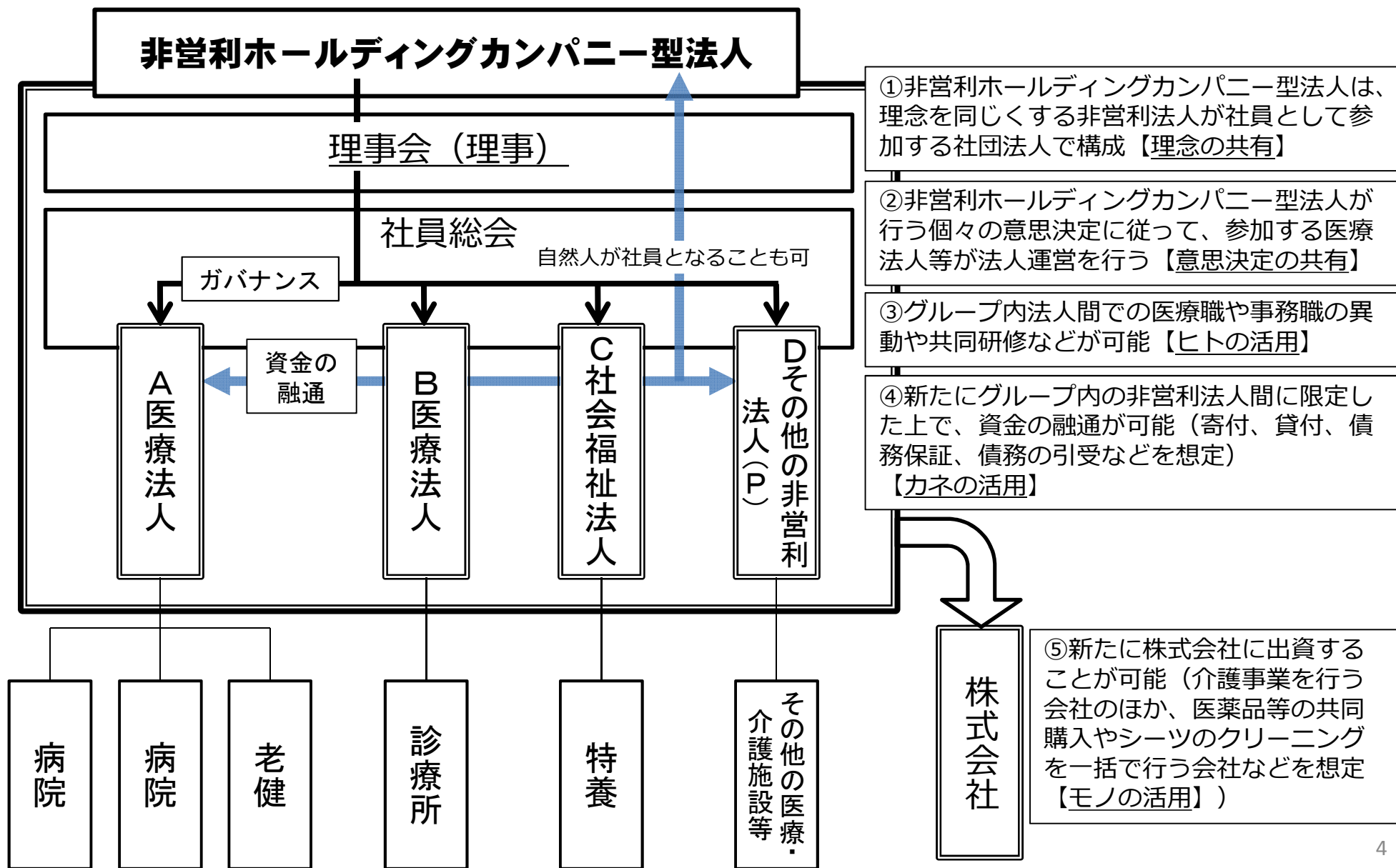
③ この理念等を実現するため、ヒト・カネ・モノを有効に活用すること

- 上記の理念や意思決定を実現するため、参加する医療法人等のヒト・カネ・モノを有効に活用する。
→個人に配当しない非営利法人の間で資金の融通ができるようにする。
→非営利ホールディングカンパニー型法人が株式会社（介護事業等）に出資できるようにする。

非営利ホールディングカンパニー型法人制度のイメージの一例

※ 現時点でのイメージであって、今後、本検討会において具体的に検討。

※ 医療法人の非営利性等との整合性が検討のポイント



制度創設の狙いについて

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）

の創設の必要性について

- 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するためには、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）等を踏まえて、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくことなどが必要である。

（現在、様々な形態で行われている連携の例と課題）

- 現在、事業資金を拠出した理事長と同族の者が社員又は理事の多くを占めるような医療法人等の間では、一つの意味決定のもと、適宜、事務職の交流や医薬品等の一括購入などその規模に応じて連携を進めながら、医療等の提供を進めているものもある。

しかし、今後、地域の課題を踏まえつつ、急性期から在宅医療・介護に至る医療・介護の提供体制を構築していくためには、このような同族が占める一部の医療法人等の間に限った連携のみならず、淵源が異なる医療法人等の間でも、幅広く連携が進むようにしていくことが望ましい。

- また、広範な地域で展開している法人グループがあるが、これは、複数の地域に、収益性が期待される規模や機能を有する医療機関を保有するとともに、経営規模の拡大を通じ、共同購入や人材活用等による業務効率化を進めているものの、特定の地域を面的にカバーして淵源の異なる医療機関等の連携を図る仕組みとしては期待しにくい。

- さらに、地域連携パスなどを通じた医療機関（医療法人）間の連携も進みつつあるが、このような連携においては、意思決定を共有して、人材の交流を進めたり、資金調達を共同で行い、急性期から在宅医療・介護に至る医療・介護の提供体制を構築していくに当たって弱い医療機能等を強化したり新設したりするような連携の取組は、医療法第54条に定める剰余金の配当禁止など制度的な問題もあり、行われていない。

(新たな仕組みを選択肢として設ける必要性)

- 現在の制度の下では、例えば、広範な地域で展開している法人グループが、収益性が期待される医療機関の買収等を行い事業規模を拡大していくことは可能であり、そのような流れが進む一方で、個々の地域に根付いた比較的体力の乏しい中小法人等が互いに人材や資金面等で支えながら地域の医療提供体制等を守り育てていけるようにする枠組みはない。そこで、社会保障制度改革国民会議報告書等が想定していた、地域の医療機関等が、競争より協調を進めることによって、医療機能の分化・連携などを進め、共同購入や人材交流などによる事業の効率化を図りながら、連携して医療提供体制の構築等を行っていけるようにするための仕組みを地域の選択肢として設けることが必要と考えられる。

- そこで、医療法人等が連携を進める仕組みとして、合併のように元々の法人が消滅してしまう仕組み以外に、以下の趣旨を踏まえた地域における透明性の高い法人グループに関する制度を設ける。
 - ・ 地域医療に貢献しようという淵源の異なる医療法人等の自主的発意のもと、
 - ・ これらの医療法人等が消滅することなく、また、既存法人の独自性や経緯を一定程度保証しながら、
 - ・ 個々の法人の収益だけではなく全体最適を追求することや、地域の民間医療法人等の健全育成と地域単位での協調・連携のための合意形成を進めることができるまた、その法人グループに関する制度について、
 - ・ 特定の資金拠出者の意向ではなく、地域の関係者の合意に基づく意思決定を共有し、淵源の異なる医療法人等を一体的に運営するとともに、
 - ・ 当該グループ内では事業運営に関する規制を一定程度緩和したり、補助金や政策融資の対象ともなり得るような仕組みを創設することが必要ではないか。

制度の検討に当たっての主な論点等について

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に係る主な論点について

【法人の在り方に関する論点】

- ① 社員法人の独自性を保証しつつ、非営利ホールディングカンパニー型法人の意思決定等を制度的に共有する仕組みをどのように作っていくか。
- ② 非営利ホールディングカンパニー型法人及び社員法人の間で、資金の融通を行う仕組みをどのように作っていくか。
- ③ 非営利ホールディングカンパニー型法人における、非営利性の確保等をどのように図っていくか。

【事業の在り方等に関する論点】

- ④ 非営利ホールディングカンパニー型法人の地理的活動範囲を定める地域要件を設けるべきか。
- ⑤ 非営利ホールディングカンパニー型法人が制度の目的等に従って設立・運営されることを確認するための仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ⑥ 比較的規模が大きくなる非営利ホールディングカンパニー型法人について、その透明性及び適正性の確保を図っていくべきではないか。
- ⑦ 仮称とされている非営利ホールディングカンパニー型法人制度の正式名称について、どのようなものがよいか。

※ これらの論点について議論しつつ、さらに深めるべき論点や他の論点があれば、さらに議論を進める。

① 社員法人の独自性を保証しつつ、非営利ホールディングカンパニー型法人の意思決定等を制度的に共有する仕組みをどのように作っていくか。

I 理念の共有について

社員法人における理念の共有について

- 社員法人が、非営利ホールディングカンパニー型法人（HD法人）の理念を共有するとともに、その職員に対して当該理念の浸透を図ることが必要である。
- そこで、社員法人がHD法人の理念を共有する旨の意思決定を行うことをHD法人の要件とするとともに、職員に対して理念の浸透を図る旨の努力義務を整備してはどうか。

Ⅱ 意思決定の共有について

1 HD法人が行う意思決定の範囲について

- HD法人については、
 - ・ 社員法人が連携して地域の医療・介護の提供体制を構築していくための制度であること、
 - ・ 合併とは異なり、社員法人の自主性を一定程度尊重すべきであることから、HD法人が行う意思決定に関しても、社員法人の運営の一つ一つに口を出すようなものではなく、地域の医療・介護の提供体制の構築を進めるために必要な大方針を決定し、その範囲で社員法人が自主的に運営できるようなものとすべきではないか。
- ① HD法人は社員法人が運営するに当たっての大きな方針を決定する。
 - ・ 社員法人が有する医療機関等の機能分担や連携などに関する方針に関する決定
 - 救急患者の受け入れルールの設定（高齢者救急は事前登録の地域病院が受け入れるなど）
 - 退院支援・退院調整ルールの設定（共通マニュアルの作成、パスの共有化、委員会設置など）
 - 中核病院等の機能・病床の制限と地域の協力等（中核病院は病床削減をし、急性期病棟以外持たないなど）
 - ・ 当該連携等を進めるための施設整備や高額な医療機器等の整備に関する方針に関する決定
 - ・ 当該施設整備等を行うための資金調達に関する方針に関する決定
 - ・ 社員法人間における人事に関する方針に関する決定
 - 相互の研修受け入れの指針（地域医療と高度医療を相互に学べるような人材育成ルールなど）
- ② 社員法人はHD法人が決定した方針に反しない範囲で個々の意思決定を行う。
 - ・ 個々の患者に提供する医療の内容の決定
 - ・ 社員法人内における具体的な人事の決定
 - ・ 高額ではない医療機器等の整備に関する決定
 - ・ HD法人の方針に反しない範囲での資金調達 等

2 HD法人の社員総会における意思決定について

- HD法人の意思決定として、例えば、法人の規模に応じて債務を負担することや、中核病院等の機能・病床を制限することなど様々な意思決定が考えられる。
- したがって、HD法人の意思決定が柔軟に行えるようにするためには、具体的にどのような仕組みを設けるべきか。

3 社員法人が共有すべき意思決定の範囲の明確化について

- HD法人の意思決定は、理事会や社員総会など様々な場で行われる。このため、社員法人が共有すべき意思決定を明確にするとともに、社員法人が共有すべき意思決定の存在を把握できる仕組みが必要である。
- そこで、HD法人は、当該法人が行う意思決定のうち、社員法人が共有すべきものを社員法人に対して通知する手続などを整備してはどうか。

4 社員法人がHD法人の意思決定に従って運営することの制度的な担保措置について

- HD法人の制度の重要な要素の一つとしてはHD法人と社員法人が意思決定を共有することにある。したがって、社員法人が、HD法人が行う意思決定に従って運営する仕組みを制度的に担保する必要がある。
- このようなHD法人が行う意思決定に従って運営することを担保する仕組みとして、どのようなものが考えられるか。

5 社員法人のHD法人からの脱退に係る仕組みの整備について

- 社員法人が独立した法人格（権利義務の帰属主体）を有するとともに、社員法人は、HD法人の意思決定に反しない限り、独自に運営を行うことができる。
- そこで、社員法人の独自性を保証する仕組みとして、社員法人がHD法人からの脱退も行えるようにしてはどうか。

② 非営利ホールディングカンパニー型法人及び社員法人の間で、資金の融通を行う仕組みをどのように作っていくか。

1 資金の融通の手段について

- HD法人と社員法人の間及び社員法人同士の間の資金の融通の手段としては、出資、融資、寄附及び債務保証としてはどうか。

※ HD法人は、社員法人に対する資金融通のみならず、介護事業を行う会社や、医薬品等の共同購入やシーツのクリーニングを一括で行う会社を設立するための出資も可能とする。

※ 他に追加すべきものがあれば、個別に検討した上で、必要であれば追加してはどうか。

2 資金の融通の対象となる社員法人の要件について

- HD法人や社員法人は、同じく社員法人である医療法人等に対して資金を融通した結果、最終的に個人に帰属してしまうことのないよう、法人の剰余金となり得る寄附や、債務免除により法人の剰余金となり得る融資及び債務保証については、社員法人である持分あり医療法人に対して行うことはできないとすべきではないか。

3 資金の融通の目的について

- 例えば、医療法人等の剰余金が他法人の収益事業に使われるなどのないよう、資金の融通の目的については、「地域の医療又は介護の充実に関するもの」に限定することが必要ではないか。

- ・ 「地域の医療又は介護」…当該非営利ホールディングカンパニー型法人がある地域における医療又は介護に関するものに限ることとする。したがって、当該地域以外の地域に関するものや、収益事業などは対象外となる。
- ・ 「充実」……………例えば、充実にあたる、増床やリハビリ室の整備、医療機器の購入などは対象となるが、単なる赤字補填は対象外となる。

③ 非営利ホールディングカンパニー型法人における、非営利性の確保等をどのように図っていくか。

- 非営利ホールディングカンパニー型法人（HD法人）は、非営利法人（非営利性の確保がされた社団法人）となるよう、以下の点について必要な整備を行うべきではないか。

1 HD法人が非営利性を確保すること

- 非営利性の確保とは、「営利を目的としない」こと、すなわち「法人の対外的活動による収益性を前提としてその利益を構成員に分配することを目的」（※）としないこととされている。

※ 医療法人制度検討委員会報告書（平成6年12月1日）

したがって、HD法人が、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しないものとすべきではないか。

2 HD法人の社員における権利・義務について

- 社団形態の非営利法人の社員における権利・義務の内容については、「ア）出資義務を負わない、イ）利益（剰余金）分配請求権を有しない、ウ）残余財産分配請求権を有しない、エ）法人財産に対する持分を有しない」（※）こととされている。

※ 「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」（平成16年11月19日）

したがって、HD法人の社員は、剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を有しないとともに、出資義務を負わないこと及び法人財産に対する持分を有しないこととすべきではないか。

- また、HD法人の社員には法人もなることができるが、ただし、営利法人はなることはできないこととすべきではないか。

3 HD法人の社員法人について

- HD法人の社員法人については、非営利法人のみとすべきではないか（配当禁止が法定されている持分あり医療法人も含む。）。

④ 非営利ホールディングカンパニー型法人の地理的活動範囲を定める地域要件を設けるべきか。

- 非営利ホールディングカンパニー型法人（HD法人）は、医療法人等との連携を進め、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の充実など地域において効率的かつ質の高い医療提供体制等を構築するための制度である。
- したがって、HD法人については、一定の地域を念頭に組織されることとなるため、HD法人及び社員法人が運営する施設、事務所等が一定の地域にあること（地域要件）を設けることも考えられる。
- ただし、地域の医療提供体制に係る医療機関は以下のとおり様々なものがあり、さらに都道府県独自の指定医療機関制度があることや、県境をまたがって医療提供体制を構築する場合もあること、都道府県の医療政策の考え方の違いなどを考慮すると、一律に定めることは困難ではないかと考える。
- そこで、HD法人に関して地域要件を設けることについてどのように考えるか。また、地域要件を設けるとした場合、その地域の範囲についてどのように考えるか。

- ① 主に都道府県単位を基本として整備される医療機関等
 - ・ 基幹災害拠点病院
 - ・ 難病医療拠点病院 等
 - ・ 都道府県がん診療連携拠点病院
- ② 主に三次医療圏単位を基本として整備される医療機関等
 - ・ 特定機能病院
 - ・ 小児救命救急センター
 - ・ 救命救急センター
 - ・ 総合周産期母子医療センター 等
- ③ 主に二次医療圏単位を基本として整備される医療機関等
 - ・ 地域医療支援病院
 - ・ 災害拠点病院
 - ・ 地域がん診療連携拠点病院
 - ・ 救急告示医療機関
 - ・ 地域周産期母子医療センター
 - ・ 難病医療協力病院 等

※ 上記以外にも、都道府県独自の指定医療機関制度がある。

⑤ 非営利ホールディングカンパニー型法人が制度の目的等に従って設立・運営されることを確認するための仕組みとして、どのようなものが考えられるか。

- 非営利ホールディングカンパニー型法人（HD法人）は、
 - ・ 地域医療に貢献しようという淵源の異なる医療法人等の自主的発意のもと、
 - ・ これらの医療法人等が消滅することなく、また、既存法人の独自性や経緯を一定程度保証しながら、
 - ・ 個々の法人の収益だけではなく全体最適を追求することや、地域の民間医療法人等の健全育成と地域単位での協調・連携のための合意形成を進めることができる地域における透明性の高い法人グループの仕組みとして、設けられるものである。
- したがって、HD法人が設立されるに当たっては、この目的等に従って設立・運営されることを確認する必要がある。
- そこで、HD法人が制度の目的等に従って設立・運営されることを確認するための仕組みとして、どのようなものが考えられるか。

⑥ 比較的規模が大きくなる非営利ホールディングカンパニー型法人について、その透明性及び適正性の確保を図っていくべきではないか。

- 非営利ホールディングカンパニー型法人（HD法人）については、複数の医療法人等を統括する社会的に影響の大きい法人であることから、その運営の透明性を図るとともに、理事、監事又は社員が法人の業務の適正を自律的に確保できるよう内部統制の仕組み（※）など運営の適正性を図ることが重要である。
※ 「非営利ホールディングカンパニー型法人におけるガバナンス」とはこの仕組みを意味するものとする。
- このため、医療法人の仕組みを踏まえつつ、一般社団法人を参考に、運営の透明性及び適正性を図るための仕組みの整備を行うこととすべきではないか。

HD法人における運営の透明性及び適正性を図るための主な仕組み

【運営の透明性】

- 貸借対照表等の官報、インターネット等による公告
- 公認会計士又は監査法人による外部監査の実施

【運営の適正性】

- 監事の権限の明確化及び独立性の担保
 - ・ 監事は、いつでも理事又は使用人に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができること。
 - ・ 監事は、職務をおこなうために必要があるときは、社員法人に対して事業の報告を求め、又は社員法人の業務及び財産の状況の調査をすることができること。ただし、社員法人は、正当な理由があるときは、当該報告等を拒むことができること。
 - ・ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと。
 - ・ 理事が法令等に違反するを行った場合などにおいて、法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求することができること。等
- 一定割合以上の社員の請求による業務の執行に関する検査役の選任
- 社員による理事の行為の差し止め
- 理事等のHD法人に対する損害賠償責任等の明確化及び当該責任の免責に関する手続の明確化
- HD法人の組織に関する訴えなど訴訟や和解及び非訟事件に関する手続の明確化

⑦ 仮称とされている非営利ホールディングカンパニー型法人制度の正式名称について、どのようなものがよいか。

- 非営利ホールディングカンパニー型法人の正式名称については、以下の要素を考慮して定めるべきではないか。

○ 名称から、社員法人を統括するという法人の性質がわかること

○ 名称から、医療・介護分野に関する法人であることがわかること

○ 名称の文字数が8文字程度であること

常にその法人の名称中に、用いなければならないことを考えると、その文字数は、「法人」を含めて、8文字程度が妥当であると考えます。

(例) ○○○○○○法人▲▲▲会

(参考) 非営利ホールディングカンパニー型法人の活用モデル等について

非営利ホールディングカンパニー型法人の活用モデルの例	具体的なイメージの例
自治体中心型	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県や市町村がその区域内的の医療法人、社会福祉法人等に呼びかけて、非営利ホールディングカンパニー型法人（HD法人）を創設する。○ 自治体を中心となって、医療法人等の横の連携を高めることで、地域医療構想、医療計画、介護保険事業計画などと整合性を持ちつつ、病床機能の再編、地域包括ケアシステムの構築等を円滑に進めることが期待される。○ 必要に応じて、自治体が出資したり、自治体の幹部を理事とするなど、適宜、関与することも可能である。
中核病院中心型	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の社会医療法人、大学付属病院を経営する法人など急性期医療等を担う中核的な医療法人等が、回復期や在宅医療を担う医療法人や、介護を担う社会福祉法人に呼びかけて、HD法人を創設する。○ 地域の中核病院が中心となることで、回復期や在宅医療の基盤が弱い場合は、中核病院の信用力を元に資金を確保してそこに投資するなど、地域の効率的な医療提供体制を構築することが期待される。
地域共同設立型	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県医師会や地区医師会が中心となって、その区域内的の医療法人、社会福祉法人等に呼びかけて、HD法人を創設する。○ 医師会が中心となることで、現在、医師会が中心的に進めている在宅医療・介護の連携の更なる促進や、共同購入や医療機器の共同使用等による中小医療法人の経営の効率化、経営の厳しい医療法人の支援や受け皿としての機能が期待される。○ 自治体も巻き込むことによって、自治体からの出資などの支援を受けることも可能である。

1 「統括医療法人（仮称）」制度の提案

2
3 2014年6月27日

4 公益社団法人 日本医師会

- 5
-
- 6 ● 2014年度から運用が始まる病床機能報告制度による情報を活用して、2015
-
- 7 年度以降、地域医療構想（ビジョン）を策定し、医療機能の分化・連携を
-
- 8 推進する。
-
- 9 ● 日本の医療を担ってきた地域の医療機関が、地域包括ケアシステムの構築
-
- 10 にむけてさらにその機能を発揮できるよう、健全な育成を推進する。
-
- 11 ● 以上の実現にむけて、日本医師会は、非営利原則を堅持しつつ、地域の医
-
- 12 療機関が有機的に連携できるよう「統括医療法人（仮称）」制度を提案する。
-
- 13

14
15 1. 統括医療法人のイメージ

- 16 ● 医療法に基づく医療法人の一類型である。理事長は、原則として医師
-
- 17 とする。統括医療法人の社員は、参加法人、及び個人立病院・個人立
-
- 18 診療所の開設者とする。
-
- 19 ● 参加法人は、医療法人または社会福祉法人であること。なお、社会福
-
- 20 祉法人は、病院、診療所または介護老人保健施設を開設している者に
-
- 21 限る。
-
- 22 ● 社員総会の議決権は、拠出・出資額、規模等にかかわらず一社員一票
-
- 23 とする。一社員一票のため、参加法人の関係者（役職員、親族等）は
-
- 24 社員になることはできない。
-
- 25 ● 特定の企業の影響下にある参加法人及び個人は、統括医療法人の社員
-
- 26 になることはできない。
-
- 27 ● 統括医療法人は配当を行ってはならない。また、統括医療法人と参加
-
- 28 法人との間、及び参加法人間で資金を融通する場合において、剰余金
-
- 29 等の配当とみなされる行為を行ってはならない。
-
- 30 ● 統括医療法人は、地域医療ビジョン及び「協議の場」の結果に従い、

1 またそのカバーする範囲は、当該法人が立地する地域医療ビジョンの
2 構想区域とする。

- 3 ● 大学法人は統括医療法人を設立することはできない。また、国立病院
4 機構や公的医療機関等が参加する場合には、本部機能から切り離す。

7 2. 統括医療法人の地域における非営利性の確保

- 8 ● 統括医療法人の設立・拡大にあたり、外資を含む金融機関等が深く関
9 与し、実質的に支配されることがないように、行政、地域の関係者等が
10 監視・評価できるよう仕組みを設ける。また、医療機関の不動産等を
11 担保とした資金調達により、統括医療法人の拡大戦略に走るようなこ
12 とは、地域医療の安定的確保の観点から認められない。

- 13 ● 都道府県知事は、統括医療法人及びその参加法人が営利性の高い特定
14 の者と関係が強いと認められる場合など、要件を満たさないときは設
15 立を認可しない。

- 16 ● 都道府県知事は、統括医療法人及び参加法人が営利性の高い特定の者
17 と関係を持つようになった場合、設立認可の取消の他、解散を要請す
18 ることや、役員解任等の必要な措置をとることを命じることができる。
19 さらに、それに従わない場合は業務停止命令等ができる。

- 20 ● 統括医療法人は、医療法人会計基準の「関連当事者」に関する規定の
21 開示を行う。

22 関連当事者とは¹

23 イ 関係法人(当該医療法人の役員職員等が他の法人の意思決定機関の
24 過半数を構成する場合の他の法人、他の法人の役員職員等が当該医
25 療法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、当該医
26 療法人と他の法人のいずれか一方が他方の資金調達額の過半の融
27 資(債務保証を含む。)を行っている場合の他の法人又は当該医療
28 法人と他の法人のいずれか一方が他方の意思決定に関する重要な

¹四病院団体協議会(会計基準策定小委員会)が取りまとめた「医療法人会計基準に関する検討報告書」

²医療法人会計基準(3)医療法人会計基準注解<注20> 関連当事者との取引の記載範囲について

1 契約を有する場合の他の法人を言う。以下同じ。)

2 ロ 当該医療法人と同一の関係法人をもつ法人

3 ハ 当該医療法人の役員及びその近親者(配偶者及び二親等内の親族を
4 言う。以下同じ。)

5 ニ 当該医療法人の役員及びその近親者が支配している法人

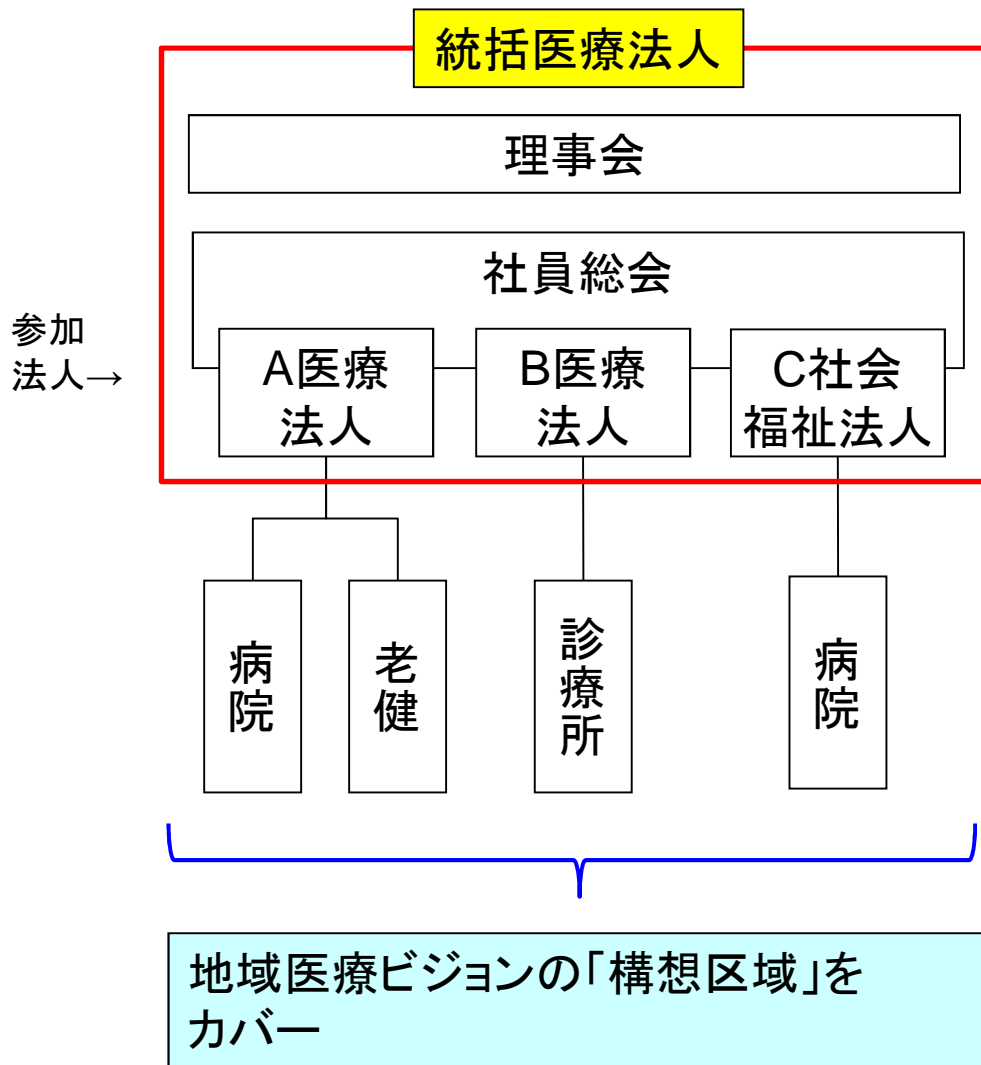
- 6 ● 統括医療法人は、株式会社を設立すること、株式会社の株主となるこ
7 とはできない。

8
9
10 **3. 統括医療法人の適正な運営の確保**

- 11 ● 統括医療法人の設立・合併・解散は、都道府県知事が認可する。知事は、
12 認可・不認可の決定に当たり、都道府県医療審議会の意見聴取だけでは
13 なく、その審議結果及び「協議の場」の結果を最大限に尊重する。また、
14 地域医療ビジョン、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に
15 関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画も考慮する。
- 16 ● 地域の関係者で構成する委員会を設け、必要に応じて、その建議により
17 医療審議会の審議事項とする仕組みを設ける。
- 18 ● 統括医療法人の設立後も、地域医療ビジョンの実現のため、地域医師会
19 も参画する「協議の場」において統括医療法人の事業運営状況を評価す
20 る仕組みを設ける。また統括医療法人には、事業運営に当たり、「協議の
21 場」の協議結果の遵守を求める。
- 22 ● 外部監査を義務づける。
- 23 ● 地域住民等からの開示請求いかににかかわらず、財務諸表や事業報告書
24 等を、ホームページを含めて常時閲覧できるようにする。
- 25 ● 統括医療法人が財団の場合は、評議員に地域の関係者代表を加える。
- 26 ● 統括医療法人自体は、病院、診療所、介護老人保健施設を経営しない。

統括医療法人(仮称)のイメージ

統括医療法人には、地域医療ビジョン、地域医師会も参画する「協議の場」の協議結果の遵守を求める。



統括医療法人の参加法人は非営利法人(医療法人と医療機関を開設する社会福祉法人)。特定企業の影響の下にある法人の参加は不可。

情報開示の徹底と事後フォロー

- 財務諸表・事業報告書の開示
- 第三者が事業運営の状況を評価
- 外部監査の義務付け

都道府県知事が、統括医療法人の設立・合併・解散を認可。

知事は、都道府県医療審議会からの意見聴取だけでなく、その審議結果を最大限に尊重し、かつ「協議の場」の結果の遵守を確認。

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

（3）新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略では、健康長寿産業を戦略的分野の一つに位置付け、健康寿命延伸産業や医薬品・医療機器産業等の発展に向けた政策など、数多くの施策を掲げたが、医療・介護分野をどう成長市場に変え、質の高いサービスを提供するか、制度の持続可能性をいかに確保するかなど、中長期的な成長を実現するための課題が残されていた。

この課題に対応するため、①効率的で質の高いサービス提供体制の確立、②公的保険外のサービス産業の活性化、③保険給付対象範囲の整理・検討、及び④医療介護のICT化等の各課題に取り組む。

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

①医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人になることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

あわせて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑦」

	2013年度	2014年度			2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会			
アクセスにより、早く社会に復帰できる社会① 病気やけがをしても、良質な医療・介護への	【医療の国際展開】	健康・医療戦略推進本部の下に医療国際展開タスクフォースを設置(2013年7月) 医療法人の現地法人への出資に係るルールの明確化(2014年3月) MEJを活用し、新興国中心に日本の医療拠点の創設等						・海外に日本の医療拠点を2020年までに10カ所程度創設【2箇所(2013年)】 ・日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円【4,500億円(2010年)】
		官民連携による、開発途上国向けの医薬品研究開発・供給支援 (開発途上国向け医薬品の研究開発の助成課題を順次採択し、進捗管理等を実施)						
		厚生労働省とバーレーン・トルクメニスタン・カンボジア・ラオス・ミャンマー・トルコ・ベトナム各国の保健当局との間で、医療・保健分野における協力関係を樹立 各国の保健当局間の関係樹立を通じた、公的医療保険制度などの法制度全般の整備を含めたパッケージ輸出を推進						
		外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制を充実						
		【非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設等】						
		医療法人の事業展開等に関する検討会等において、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括する非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)について、検討		医療法人の社員に法人ができることを明確化した上で、非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)について、制度の具体化を検討		所要の制度的措置		
				大学附属病院が、大学から別法人化し、非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)に参画できる仕組みを検討		所要の制度的措置		
		医療法人の分割、附帯業務の拡充、社会医療法人の認定要件の見直しについて、検討						